

令和8年6月30日

旅客船の輸送の安全確保に関する命令書を発出しました

令和6年12月に関係機関から法令違反の疑いがあるという情報提供を受け、令和7年2月21日、同年3月5日に一般不定期航路事業者の妹尾年久に対して、中国運輸局及び岡山運輸支局水島海事事務所の運航労務監理官等が、海上運送法第25条第1項^{注1}に基づく立入検査を実施したところ、発航前点検に関する文書管理不備等、同者が定める安全管理規程を遵守しておらず、輸送の安全が確保されていない事実が確認されました。

今後、かかる事態の再発防止を図り、輸送の安全を確保するため、下記のとおり輸送の安全確保に関する命令^{注2}をする文書を発出しましたので、お知らせいたします。

注1：海上運送法第25条第1項（抜粋）：「国土交通大臣は、この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、その職員に定期航路事業等の用に供する船舶、事業場その他の場所に臨んで、帳簿書類等に関し検査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。」

注2：輸送の安全確保に関する命令：国土交通省海事局長通達「旅客運送船舶運航事業者に対する行政処分等の基準について」（令和6年3月29日付け国海安第183号、国海内第199号、国海外第700号）によって違反点数制度による処分基準が定められている。違反点数の累計が16点以上となった場合は、原則海上運送法第19条第2項の規定に基づく輸送の安全の確保に関する命令書発出等の行政処分となる。

記

1. 発出年月日

令和8年6月30日(火)

2. 対象事業者

事業者の名称：妹尾 年久

事業者の住所：岡山県笠岡市神島外浦1205

代表者の氏名：妹尾 年久

3. 命令の内容及び当該事業者に対する違反点数付与状況

- (1) 安全統括管理者は、海上運送法第22条第2項において準用する同法第19条の4及び安全管理規程第52条第4項に基づき、輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況、安全管理規程、安全統括管理者及び運航管理者にかかる情報を外部に対して公表を行うこと。【1点】

- (2) 経営トップは、安全管理規程第4条に基づき、輸送の安全確保に向けた取組に主体的に関与し、安全マネジメント態勢を適切に運営すること。【1点】
- (3) 経営トップは、安全管理規程第6条第1項に基づき、安全管理にかかわる会社の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、社内へ周知すること。【1点】
- (4) 経営トップ等は、安全管理規程第7条第1項に基づき、安全方針に沿って、具体的な施策を実現するため、安全重点施策を策定し実施すること。【1点】
- (5) 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を社内へ徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。【2点】
- (6) 運航管理者は、安全管理規程第18条第1号に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統轄し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。【2点】
- (7) 船長は、安全管理規程第27条及び運航基準第4条第2項に基づき、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等を記録すること。【2点】
- (8) 安全統括管理者等は、安全管理規程第36条第1項に基づき、アルコール検知器を用いたアルコール検査体制を構築すること。【2点】
- (9) 船長は、安全管理規程第37条第1項に基づき、発航前に船舶が航行に支障ないかどうか、その他航行に必要な準備が整っているかどうか等の点検の記録をすること。【5点】
- (10) 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第47条第1項及び地震防災対策基準第18条に基づき、運航管理補助者に対し船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項及び地震防災に関する教育を定期的実施すること。【2点】
- (11) 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第48条及び地震防災対策基準第18条に基づき、年1回以上事故処理及び地震防災に関する訓練を実施すること。【2点】
- (12) 内部監査を行う者は、安全管理規程第50条第1項に基づき、年1回以上船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたる内部監査を実施すること。【1点】
- (13) 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第51条第1項に基づき、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）及び運航基準図を船舶及び事務所その他必要と認められる場所に、容易に閲覧できるよう備え付けること。【1点】
- (14) 船長は、運航基準第7条第2項に基づき、速力基準表を船橋内に掲示すること。【1点】
- (15) 運航管理者は、作業基準第8条に基づき、乗船待ちの旅客に対して遵守事項を掲示

等により周知すること。【1点】

4. 命令に対する具体的措置の報告期限及び報告方法

令和8年7月30日（木）までに、文書により中国運輸局長あて報告すること。

5. 当該事業者に対する違反点数付与状況

今般付与する違反点数及び当該事業者の累積違反点数は、以下のとおり。

- (1) 今般付与する違反点数 25点
- (2) 当該事業者の累計点数 25点

【問い合わせ先】

中国運輸局海上安全環境部 運航労務監理官

なかばやし たなべ みたに
中 林 ・ 田 邊 ・ 三 谷 TEL:082-228-8708

岡山運輸支局水島海事事務所 運航労務監理官

わたなべ
渡 邊 TEL : 086-444-7750